

# ヴィッテルスバッハ家の最初期の城塞シャイアンの城塞支配権 - 特にその家修道院シャイアンの建立過程を考慮して - (?)

著者	櫻井 利夫
著者別表示	SAKURAI Toshio
雑誌名	金沢法学
巻	65
号	2
ページ	79-104
発行年	2023-03-31
URL	<a href="http://doi.org/10.24517/00068971">http://doi.org/10.24517/00068971</a>



## ヴィッテルスバッハ家の最初期の城塞 シャイアンの城塞支配権

— 特にその家修道院シャイアンの建立過程を考慮して — (II)

櫻井利夫

### 目次

- I. はじめに
- II. ジョルジュ・デュビイのシャテルニー概念について
- III. 初期のシャイアン＝ヴィッテルスバッハ家と城塞建設
  - 1. 初期のシャイアン＝ヴィッテルスバッハ家
  - 2. 城塞建設、シャイアン城塞とヴィッテルスバッハ城塞
  - 3. 城塞の付属物（以上65巻1号）
- IV. シャイアン城塞の城塞支配権
  - A. シャイアン修道院の建立過程から見える修道院領
    - 1. バイリッシュツェル修道院領
    - 2. フィッシュバッハウ修道院領（以上本号）
    - 3. アイゼンホーフェン修道院領
    - 4. 小括
  - B. その他の教会修道院領
    - 1. フライジング司教会領
    - 2. フライジング司教座聖堂参事会領
    - 3. キューバッハ修道院領
    - 4. ヴァイエンシュテーフアン修道院領
    - 5. 小括
- V. むすび

## IV. シャイアン城塞の城塞支配権

1180年オットー5世（始祖オットー1世の曾孫）が皇帝フリードリヒ1世からバイエルン大公領を授封された時点で、ヴィッテルスバッハ家は家系全体として膨大な家領を保持した<sup>1</sup>。それはパールPaar川、イルムIlm川、アーベンスAbens川の峡谷地帯に位置する家領、アイヒャツハAichachとダハウからケールハイムKelheimに至る地帯の家領、さらにイーザルIsar川以東でエバースベルク森林Ebersberger Forstの辺縁から北部の方向にモースブルクMoosburgの前地までの家領、南東に向かってマングファルMangfall川までの地帯の家領、最後にシュタルンベルク湖Starnberger Seeの北部の丘陵地帯の家領である。

上記の家領の中で最も古い家領は、H・ザイベルト Seibertもまた「核心の領域Kernraum」と呼ぶパール川とイルム川の間地帯であり、ここにシャイアンとヴィッテルスバッハの両城塞が存在した<sup>2</sup>。シャイアン=ヴィッテルスバッハ家が将来領国を建設するための基礎的な支配権は決してヴェルフエン家ほどに大規模なものではなかった<sup>3</sup>。しかし、シャイアン=ヴィッテルスバッハ家は上記の「核心の領域」において自由財産、ドナウ河上流域並びにパール川流域におけるグラーフシャフト・キューバッハの諸権利、フライジング司教教会のフォークタイという影響力の大きな支配権からなる相当に大きな支配権の複合体をその手に統合していた<sup>4</sup>。上述したシャイアン城塞を基軸とする支配権の形成は、正にこのような複合体の形成と拡大を意味し、将来の君侯家の創設に帰着する活動なのであった。ただし、始祖オットー1世の行動領域は依然として小規模であり、また南のヴェルフエン家のように、

---

1 Kraus, Herzogtum, S.173 (rechts).

2 Seibert, Die entstehende >> territoriale Ordnung <<, S.262.

3 Kraus, Herzogtum, S.173 (rechts).

4 Schmid, Margarethenzell, S.47 (rechts).

比較にならないほど有力な多くの貴族家系が、彼の周囲に居住していた<sup>5</sup>。その行動領域は急速な興隆が期待されうるといようなものでは決してなかった。シャイアン家はバイエルンの真只中に居住したために、常にその他の権力保持者の勢力範囲を蚕食しかつ犠牲にして自身の勢力範囲を拡張するほかなかった<sup>6</sup>。折から始まった城塞建設の古典期（11世紀中葉から13世紀中葉）にオットー以降のシャイアン＝ヴィッテルスバッハ家は、シャイアン城塞を嚆矢として、城塞をそのためのうってつけの手段としたことは容易に理解される。H・ザイベルトは1150年頃のヴィッテルスバッハ家の支配構造を「領域の把握とここへの浸透にうってつけの新種の支配構造」と呼ぶと同時に、上記の支配複合体は「城塞、裁判権を伴うフォークタイと従士団（エーデルフライエたる家臣、ミニステリアーレン）という三つの柱に基礎を置いていた」と述べている<sup>7</sup>。この指摘はヴィッテルスバッハ家の正に未来の領域支配権＝ランデスヘルシャフトに向かう支配構造の特徴を良く捉えているといわなければならない。換言すれば、シャイアン家の行動領域はバイエルンの古定住地にあったために、例えばズルツバッハSulzbach家、ボーゲンBogen家、バーベンベルクBabenberg家やディーポルディングDiepolding家のように興隆を目指すその他の貴族の行動領域が、広大な森林領域に言わばなお「支配権が空白の」領域が存在したバイエルンの周囲の北部と東部の植民領域に位置したのとは異なっている<sup>8</sup>。12世紀に古定住地で大きな領域の権勢的地位を樹立したシャイアン＝ヴィッテルスバッハ家の支配構造は、マルク（辺境Mark）領域で土地開拓を基礎としつつ支配権を確立した諸侯家の支配構造とは異なり、またこの点で特徴的な例外をなす<sup>9</sup>。

---

5 Weinfurter, *Aufstieg*, S.137f.

6 Weinfurter, *Aufstieg*, S.139.

7 Seibert, *Die entstehende >> territoriale Ordnung <<*, S.262.

8 Weinfurter, *Aufstieg*, S.139.

9 Genzinger, *Grafschaft und Vogtei*, S.112 (rechts).

シャイアン伯は城塞に因んだ姓をもって初めて登場する上述の1070年代に正に、家修道院シャイアンの建立をもって、同時に宗教的な要素を君侯家系の世俗の支配権に付け加えることに着手した<sup>10</sup>。シャイアン城塞に因んだ姓を名乗るとともにこの城塞を継続的に居住する本拠地としたことは、すでに家系意識の存在を前提とする<sup>11</sup>。したがって、家修道院は、貴族家系の伝統と家系意識が建立者の記憶として沈殿した修道院であり<sup>12</sup>、それ故に建立者とその一門からなる貴族家系の支配権顕示の標識となった<sup>13</sup>。他方で、シャイアン修道院は、キリスト教浸透の第二波、つまりクリュニーClunyとヒルザウHirsauの両修道院から始まった11世紀の修道院改革運動ないし司教叙任権闘争の過程の最中に建設された修道院である<sup>14</sup>。その主導者ハツィガはバイエルンのグレゴリウス主義者として教皇党の小サークルに属し、また折から1076/77年司教叙任権闘争の渦中に生起した一連のセンセーショナルな事件に触発されて修道院建立に着手したことは疑いない<sup>15</sup>。家修道院が同時に世俗的な中心かつ宗教的な中心というこの種の二重の性格を帯びていたことは、高級貴族の支配権建設の注目すべき特徴を示し、またこれはいみじくも中世の「政治的な宗教意識 politische Religiosität」と呼ばれている<sup>16</sup>。

---

10 Schmid, Margarethenzell, S.47 (links). 本誌65巻1号、68、77頁も参照。

11 Störmer, Hausklöster, S.139 (links).

12 Störmer, Hausklöster, S.139 (links).

13 Scherbaum, Grafen Valley, S.299.

14 Störmer, Hausklöster, S.139 (rechts); Fried, Zur Frühgeschichte der Wittelsbacher und des Klosters Scheyern, S.18; Schmid, Margarethenzell, S.45.

15 Störmer, Hausklöster, S.140 (links); Fried, Zur Frühgeschichte der Wittelsbacher und des Klosters Scheyern, S.18. 1076年の事件とは、ドイツ司教の多数派が教皇への服従の破棄を通告したこと、ハインリッヒが教皇に退位を要求し、他方で教皇はハインリッヒの破門と廢位を宣言したことである。1077年の事件とは周知のカノッサ Canossa 事件である。

16 Angenendt, Religiosität, S.12-14; Schmid, Margarethenzell, S.63 (rechts).

### A. シャイアン修道院の建立過程から見える修道院領

このIV節で考察する修道院領はフォークトたるシャイアン家がフォークト支配権 *Vogtherrschaft* つまりフォークタイ *Vogtei* を行使する所領（フォークタイ所領）をなすものである。このフォークト支配権＝フォークタイが正に、中心をなすシャイアン城塞を起点として、シャイアン家固有のグルントヘルシャフトの枠を超えて行使される罰令権であり、したがって城塞支配権＝シャテルニーの重要な一要素をなすのである。そのために、改めてフォークトないしフォークタイについて説明することにした。

フォークトはローマ帝国末期の *advocatus*（法律顧問）に遡り、裁判の際の法的代理、法律行為を行う際の援助、争いの内部的解決を主な機能とするものであった<sup>17</sup>。フランク王国のカロリング朝時代以来、教会修道院に対しフォークト強制 *Vogtzwang* の制度が導入され、特にカール大帝の時代に教会のための法律顧問職は恒常的な官職制度として一般的に定められた<sup>18</sup>。カール大帝は意識的に古代ローマ皇帝による教会保護を継承し、またこれにより同時に司教教会と修道院を自分の帝国の政治システムの中に組み入れた。その結果、教会フォークタイは法的代理と争いの内部的解決という古典古代のモデルの域を越えて発展していった<sup>19</sup>。9世紀に、先ず教会はフォークトをもつべしとする命令（フォークト強制）は順守され、また法律行為締結の際の援助と裁判所での司教及び修道院長の代理という古代末期以来の機能もまた維持された<sup>20</sup>。さらに、まだ一つの教会に対するフォークタイは一人の人や一つの家系に独占的に関係づけられてはいなかった。次いで、10・11世紀に複

---

17 Willoweit, *Vogt, Vogtei*, in : HRG, Bd. V, 1998, Sp.932 ; H. J. Schmidt, *Vogt, Vogtei*, in : LM, Bd. VIII.1997, Sp.1811 ff.

18 Willoweit, a.a.O., Sp.933.

19 Willoweit, a.a.O., Sp.934f.

20 Willoweit, a.a.O., Sp.935.

数フォークト制は貴族の単独（主要）フォークト *archiadvocatus* 制に移行した。このフォークトは単独で、場合によっては下級フォークトの助けを借りて、伝統的な任務を実行した。貴族フォークトのこの新しい類型は、フォークトをつけられた教会を武力により保護する任務を司り、またそれ故にフォークタイは地域のより強力な家系に属するのが通例であった。11世紀に、司教教会フォークタイの世襲性が確立された<sup>21</sup>。多数の司教の修道院フォークタイは、司教の従属的な受託者を通じて行使された。他方で、11世紀以降貴族の私有修道院フォークタイはしばしば建立者一門の世襲の特権となった。

次に、ここでフォークトの任務と権利に関し、一般的に説明しておきたい。まず、任務に関し、第一に教会修道院領とそこに定住するフォークト被護民（ファミリア *familia*）との保護、特に裁判所での教会の代理である<sup>22</sup>。第二に、一般的にフォークタイの核心をなすのは、教会の委託（命令）に基づくフォークトの裁判権であり、これは通例年に3回開催されるフォークト裁判集会で行使される（高級フォークタイ *Hochvogtei*）。フォークトは10・11世紀に高級裁判権を行使したが、フォークトが用いた手段は、膚髮刑の科刑と5シリングの贖罪金の徴収であった<sup>23</sup>。皇帝ハインリッヒ4世の治世、11世紀末期以降にフォークトは *dieb und frevel*〔窃盗と違法行為 = 高級裁判権によって裁判される事件の総称〕に対する裁判権、換言すれば贖罪高級裁判事件であると同時に流血裁判事件に対する裁判権を獲得した<sup>24</sup>。こうしてフォークトの権能は徐々に伯の権力と同等の権能へ発展していった<sup>25</sup>。また12世紀に、この高級裁判権は流血裁判権、つまり高級裁判官の最上級及び最高級の機能

---

21 Willoweit, a.a.O., Sp.936.

22 Willoweit, a.a.O., Sp.938.

23 Hirsch, *Hohe Gerichtsbarkeit*, S.123〔若曾根訳『高級裁判権』、第二部（一）、61頁。ただし、訳文は筆者による、以下同様〕; Wohlhaupter, *Hoch- und Niedergericht*, S.234.

24 Hirsch, *Hohe Gerichtsbarkeit*, S.88f.〔若曾根訳『高級裁判権』、第一部（四・完）、64頁〕; Wohlhaupter, *Hoch- und Niedergericht*, S.236.

25 Hirsch, *Hohe Gerichtsbarkeit*, S.184〔若曾根訳『高級裁判権』、第二部（三）、302頁〕.

をもつ地位に立つ裁判権へ上昇していった<sup>26</sup>。

次に、フォークトの権利に関し、フォークタイ行使の際に支弁されるべき経費を埋め合わせるために、その権勢的地位に対応する包括的な諸権利がフォークトに与えられていた。他方で、包括的な諸権利は事実上フォークタイを経済的に重要な財産複合体の域にまで価値を高めている<sup>27</sup>。第一に、フォークトはドイツで一般的に贖罪金の3分の1を受領する。第二に、フォークトは12人、20人かそれ以上の比較的多くの騎士からなるお供を引き連れてフォークト裁判所に出席し、また宿泊所と接待を要求する権利をもった。これ以外に、彼は自身が保護する教会修道院領から定期的に貢租を徴収した。

最後に、教会フォークタイの意義に関し、最近2015年に開催された「コンスタンツ中世史研究会 Konstanzer Arbeitskreis für mittelalterliche Geschichte」の研究成果『ヨーロッパ中世における教会フォークタイと貴族支配権の形成、導入Kirchenvogtei und adlige Herrschaftsbildung im europäischen Mittelalter. Eine Einführung』と題する書物に寄せられたクルト・アンダーマンKurt Andermannとエノ・ビュンツEnno Bünzの両者による巻頭論文の中で、フォークタイは中世支配秩序の根本的な構造的要素に属することが指摘されている<sup>28</sup>。その理由は、従来の研究により、フォークタイはランデスヘルシャフトの成立というヨーロッパのレベルで、様々な諸関連の中で重要な役割を演じ、また中世後期の領国で地方行政組織（アムト）生成の基礎をなし、纏まりをもった領域的な支配領域がフォークタイと呼ばれ、ランデスヘル都市で都市フォークトがランデスヘルの代理人を務め、また特に教会に対する貴族のフォークタイ（教会フォークタイ）は、貴族による支配権形成の有効な

26 Hirsch, Hohe Gerichtsbarkeit, S.184 [若曾根訳『高級裁判権』、第二部（三）、302頁]。

27 Willoweit, a.a.O., Sp.938 ; vgl. Genzinger, Grafenschaft und Vogtei, S.119.

28 Kurt Andermann und Enno Bünz, Kirchenvogtei und adlige Herrschaftsbildung im europäischen Mittelalter. Eine Einführung, in : Kurt Andermann und Enno Bünz (Hrsg.), Kirchenvogtei und adlige Herrschaftsbildung im europäischen Mittelalter (VuF, hrsg.von Konstanzer Arbeitskreis für Mittelalterliche Geschichte, Bd.LXXXVI), 2019, S.9.

手段であることが明らかにされていることにある<sup>29</sup>。最後の点に関し、本稿で論じられるシャイアン伯の城塞支配権形成との関連においても、結論先取的に述べると、フォークタイが果たした役割と意義は遺憾なく発揮されることが観察されることになろう。アンダーマン＝ビュンツはさらに「教会フォークタイのテーマが焦眉の問題であることは全く明らかであり、それどころかこのテーマは国際的な緊急性を有し」<sup>30</sup>、あるいはなお重ねて「最後に、教会フォークタイは今後再び中世史研究と地方史研究による一層強い注目を受けることが望まれうる」と述べているように<sup>31</sup>、教会フォークタイを研究すべきことを強く要請しているのである。したがって、フォークタイが重要な構成要素をなす貴族の城塞支配権を考察する本研究は明らかにこのような研究関連の中に組み入れられる。シャイアン城塞が修道院に転換され、シャイアン＝ヴィッテルスバッハ家系の墓所として重要な役割を果たしたことはすでに述べた通りである。しかし、その初期段階は極めて波乱に満ちた経過を辿った。当修道院は中世の観点から見て重要なまたしばしば複雑な、波乱に富んだ修道院建立過程を経たが、しかし雄弁なまたその過程を明確に追跡することが可能な例である。それだけに、この過程は同時に本稿の問題関心に対しても充分とはいえないまでもかなり示唆的な情報を提供してくれる。以下本IV.A.節では、シャイアン城塞の城塞支配権を究明するために、修道院建立過程の追跡を通じてシャイアン家のフォークタイ所領の究明を試みることにしたい。

シャイアン修道院は最初、司教叙任権闘争の最中1077年に、始祖オットー1世の妻ハツィガにより現在のバイリツシュツェルBayrischzellに建立され、その後1085年フィッシュバッハウFischbachauに移転され、ここにヒルザウ修道院の修道士が移住した。さらに修道院はその約20年後、1104年にアイゼ

---

29 Ebenda.

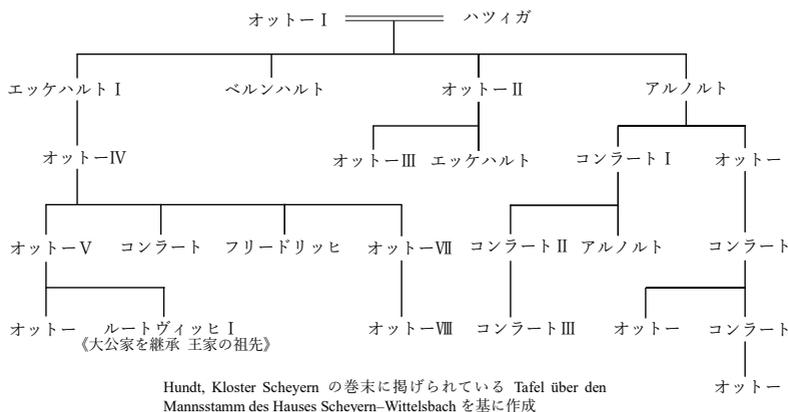
30 Ebenda,S.19.

31 Ebenda,S.20.

ンホーフエンEisenhofenの近傍ペータースベルク山Petersberg上のグラネック城塞Burg Glaneckに移された(アイゼンホーフエン修道院)。最後に修道院は1119年、始祖オットーとハツィガの孫の宮中伯オットー3世・フォン・シャイアン=ヴィッテルスバッハにより家系の本拠城塞シャイアンに移された<sup>32</sup>。したがって、この家修道院は3度の移転を経てシャイアン城塞によくその最終的な居所を定めることができたのである。次にバイリッシュツェル、フィッシュバッハウ、アイゼンホーフエンの各地における修道院建立の経過の観察を通じて、シャイアン=ヴィッテルスバッハ家系のシャイアン城塞の周囲に散在して存在する所領や権利権益を究明するよう試みることにしたい。

続くIV.B.節では、これらの修道院フォークタイと並びシャイアン=ヴィッテルスバッハ家による支配権の権利の集積に寄与したフォークタイとし

シャイアン=ヴィッテルスバッハ家並びにその傍系の家系図



32 Dehio, Bayern IV, „Scheyern“, S. 1167 ; Fried, Zur Frühgeschichte der Wittelsbacher und des Klosters Scheyern, S.21 ; Schmid, Margarethenzell, S.47-58, bes. S.54ff. ; Wagner, Graf Berthold und die Civitas Burgeck, S.89 ; HAB 14, S.44f.

て、フライジング司教教会と同司教座聖堂参事会に対するフォークタイ、キューバッハ及びヴァイエンシュテーファン両修道院に対するフォークタイを考察の対象とすることにしたい<sup>33</sup>。

### 1. バイリッシュェツェル修道院領

伯オットーとハツィガの夫妻は、ライツァッハLeizach川上流の近づき難い山地の峡谷、ヴェンデルシュタインWendelsteinの山麓で、ハツィガの先夫たる伯ヘルマン・フォン・カストゥルがかつて所有していた土地をも所有した。伯ヘルマンは主要フォークトたるズルツバッハ伯と結びついた、アイブリングAiblingの周囲の王領に由来するバムベルク教会の所領の古来の部分フォークトとして、ドナウ河以北のノルトガウNordgauから遠隔のバイエルン南部領域に到来し、またこの領域を開墾に基づき拡張した。修道院長コンラートは『シャイアン年代記』の中で、伯ヘルマンの開墾活動について、極めて具体的な叙述を行っている。教会改革に興味を抱いた伯ヘルマンが1056年に死亡した後、この開墾により獲得された所領は、当時まだ若い寡婦ハツィガの処分権力に帰し、ハツィガはこれをシャイアン家の伯オットー1世と再婚する際に持参金としてもたらした<sup>34</sup>。そこで次に、ハツィガの死亡した先夫伯ヘルマンの開墾活動に関する『シャイアン年代記』の以下の記述を見てみたい。

#### 【史料5】

「ヘルマンという名前の貴族たるカストゥル伯は、ヴィリングWillingにおけるいくつかの合法的なフローンホーフのその非自由農民や自由農民と共に、(A)ヘリンガースヴェンガ [*Helingerswenga*] と呼ばれ、さら

33 以上の教会フォークタイに関し、Schmid, Margarethenzell, S.65 (rechts) を参照。

34 Schmid, Margarethenzell, S.47 (rechts) -S.48 (links) .

に今やイナーツェルInnerzell [*interior cella*] と呼ばれる村落の無主の森林 [*libera silva*] に進入し、また合法的に所有するフローンホーフの共同森林を占拠することは過去と現在において慣習であるごとくに、(X) 自身と、今は亡き自身の妻女伯ハツィガとのために、全く異論を受けずに同森林を掌握し、同森林を自身の法的権力 [*potestas iuris*] に組み入れ、(B) またキティンライン [*Chitinrein*] と呼ばれる山 (ヴェンデルシユタインWendelstein山) からChivirinis Ursprinch (ティーアゼー・アヒエンThierseeer Achen) と呼ばれる村落までを占拠した。これは、民衆の慣習法に従って、すなわち樹木の伐採、その火による焼却と家々の建設により、また同様に相続権に基づき相続財産を主張することが慣習である故に、同村落に三日間滞在を行うことにより行われた。しかしさらに、少し後に同グルントヘルシャフト [*dominatio*] の従属農民と自由農民は、再びヴィリングから出かけ、同森林に侵入し、明らかに(C) 上述のキティンラインと呼ばれる山からDiezzentenpach (ギーセンバッハGiessenbach) という名の小川まで、通常の慣習に基づき、そのようにしてかつ最初に占拠すると同時に、自身の所領分として境界設定した。その時以降、森林は同ファミリア (荘園従属民) により耕作されかつ居住地とされた。その森林の定住者たちはヴィリングにいる司祭ピリグリス [*Piligrimus*] に長期間服従し、神の法の祭式を同人から受領し、彼らの労働収益の十分の一を同司祭に支払った…*Nobilis quidam comes de Chastelin Hermannus nomine, ingressus cum servis et rusticis suis de legitimis curtiferis apud Willingan (A)liberam silvam in loco, qui dicitur Helingerswenga, modo autem Interior Cella nuncpatur, et (X)sibi eam suaeque uxori, comitissae felicitis memorie Hazigae, absque omni contradictione apprehendit — sicut mos erat et est, communem silvam de legitimis curtiferis apprehendere — et (B)in potestatem sui iuris tam populari more, arborum scilicet incisione, ignium ustione domorumque edificatione, quam trium dierum in eodem loco,*

*quod hereditario iure hereditatem retinere mos est, sessione, (B)a monte qui dicitur Chitinrein, usque ad locum qui dicitur Chivirinis Ursprinch vendicavit. Postea vero aliquanto transacto tempore, predictae dominationis servi et rustici, iterum egressi a Willingan, eandem silvam intraverunt eamque (C)a monte priori, Chitinrein scilicet, usque ad rivulum Diezzentenpach dictum more solito, quo et prius, apprehenderent suisque dominiis determinaverunt. Tum ex hoc silva ab eadem familia excolitur et inhabitatur. Cuius cultores, sacerdoti Piligrimo apud Willingan longo tempore subditi, divinae legis caeremonias ab eo recipiebant, sibique laborum suorum decimas reddebant, ...」(下線 = 筆者)<sup>35</sup>。*

この記述のうち下線部(A)より、最初カストゥル伯ヘルマンは慣習に従い自身と妻ハツィガのために、自身が所有するヴィリングのフローンホーフの非自由農民や自由農民の動員を通じて<sup>36</sup>、村落ヘリンガースヴェンガ=イナーツェル（以下バイリッシュツェルと表記）の無主の森林に進入しかつこれを占拠して自己の所有権に組み入れたことが読み取れる<sup>37</sup>。次いで下線部(B)より、ヘルマンと同農民たちはさらにキッティンライン山=ヴェンデルシュタイン山から村落ティーアゼー・アヒェンまでの一帯を占拠したことが判明する<sup>38</sup>。最後に、少し間をおき上記の非自由農民と自由農民はすでに占拠し

35 Jaffé, MGH SS 17, S.615f., Absatz 2.

36 ヴィリングは現在マンガファル川流域の都市バート・アイブリングBad Aibling (LK. Rosenheim) の都市区。Fried (Hg.), Chronik, S.19 Anm.13 ; Stephan, Traditionen Scheyern, S.3.

37 ヘリンガースヴェンガ(イナーツェル)は、同地の教会の保護聖人の故に、後にマルガレーテンツェルMargarethenzellとも呼ばれた。しかしこの名前に代わり18世紀以降現在までバイリッシュツェルBayrischzell (LK. Miesbach) と呼ばれている。Schmid, Margarethenzell, S.51 (links). この地はクーフシュタインとシュリーア湖Schlierseeのほぼ中間地点に位置する。Fried (Hg.), Chronik, S.19 Anm.14 ; Stephan, Traditionen Scheyern, S.3.

38 キッティンライン山は、現在のヴェンデルシュタイン山の主要部を指し、Chivirinis

た同森林に再び侵入すると同時に、上述のキッティンライン山=ヴェンデルシュタイン山からギーセンパッハの小川までの森林地帯を初めて占拠しかつ領主たるヘルマンの所領として境界設定することを通じて確保すると同時に<sup>39</sup>、当地の荘園従属民として定住耕作しかつ貢租を支払い、教会十分の一税を元来の出身地ヴィリングの司祭に支払ったこともまた、下線部(C)より明らかになる。

改めて整理するならば、【史料5】から、その元来の所領たるヴィリングのフロンホーフに加えて、村落ヘリンガースヴェンガ=イナーツェルの無主の森林、キッティンライン山=ヴェンデルシュタイン山から村落ティーアゼー・アヒェンまでの一帯、ヴェンデルシュタイン山からギーセンパッハの小川までの森林地帯が新たにヘルマンの支配下に組み込まれたことが明らかとなる。我々は以上の所領を「カストゥル伯ヘルマンの開墾に由来するシャイアン家のバイリッシュツェル所領群(I)」と呼ぶことにしたい。

他方で、下線部X「自身と……自身の妻、女伯ハツィガとのために」の記述は、伯ヘルマンが新たに獲得した所領は、ヘルマンの上述の死亡(1056年)後に妻ハツィガの所有に移行し、またハツィガはこの所領をシャイアン家の始祖オットーとの再婚の際に持参金としてシャイアン家にもたらしたことを推定せしめる。ヘルマンの死亡後にハツィガが再婚した新たな夫オットーに、ヘルマンの遺産を譲渡したことを後述【史料7】が語っていること、さらに「ヘルマン・フォン・カストゥルの死後に、開墾した土地はハツィガに帰属し、またハツィガはシャイアン伯オットーと再婚する際にこの遺産を持参金としてもたらした」というF・アンドレラングAndrelangの指摘もまたそ

---

Ursprinchは現在のティーアゼー・アヒェンを意味することについて、Fried(Hg.), Chronik,S.19Anm.14aを参照。

39 ギーセンパッハ川はティーアゼー・アヒェンに合流する川である。Fried(Hg.), Chronik,S.19f.Anm.14b.

の証左となろう<sup>40</sup>。なお、後述【史料8】はハツィガらがヴィリングの十分の一税と同村落の小規模な自由財産をバイリッシュツェル修道院に贈与したことを記述しているので、ヘルマンの死後にヴィリングのフローンホーフもまたハツィガの所有に移行したと推定される。次に、バイリッシュツェルでの修道院建立に関し、同じく『シャイアン年代記』の記述を見ることにしたい。

### 【史料6】

「やがて二人の極めて敬虔なかつ貴族たる助修士オットーとアダルブレヒト Adalbrecht [Adalpreht]、神により自由に専心する故に隠遁をすることができる人々、ないし使徒が言うところによると、独居のうちに放浪する人々、山々や洞窟の中で魂の救いを追求する人々が、同新耕作地の一部に向かって到来し、かつ長い間より辺鄙な森林の村落に住む人々として、すでに彼らの神聖な先例により引き寄せられたその他の人々と共に修道院を建立した。女伯ハツィガの祈願とフライジング司教の命令と同時に、尊者たるプーラ Pula [Polensis] 司教エレンハルト Ellenhard [Ellenhardus] によりこの修道院は主の受肉の年1077年に献堂され、定住者たちは、かつてヴィリングの司祭に納めた同人たちの新開墾地十分の一税を、それ以後この修道院に納めた *usque dum duo conversi religiosi nimis et nobiles, Otto et Adalpreht, heremum ut Deo liberius vacarent scientes, iuxta quod apostolus ait, in solitudinibus errantes, in montibus et speluncis anime salutem querentes, versus eiusdem novae culturae partes devenerunt, et longe in secretioris silvae loco manentes, una cum aliis, iam eorum sancto attractis exemplo, aecclesiam construxerunt. Hec cum, comitissae Hazigae impetratione Frisingensisque pontificis iussione, a Polensi venerabili episcopo Ellenhardo 1077. anno dominice incarnationis consecrata fuisset, cultores ipsorum no-*

---

40 HAB 17, S.147.

*valium decimas, quas ad Willingan prius offerebant, ad hanc ecclesiam postea dabant*」<sup>41</sup>。

この記述によると、最初貴族たる二人の隠修士がバイリッシュツェルに到来し、やがて彼らを模範にして集住してきたその他の人々と共に修道院を建立し、1077年に献堂式が行われた。とすると、伯ヘルマンはすでに1056年に死去したことから、この献堂式はハツイガとオットーとの再婚後に行われたことは明らかである。シャイアン伯オットー1世とハツイガ夫妻は修道院の共同建立者であった。他方で、再婚後に亡夫ヘルマンの上記の財産はハツイガの手を通じてシャイアン家に帰した。これに関する史料は次の通りである。

【史料7】（【史料1】に同じ）

「ハツイガは その夫ヘルマンの死亡後に、伯オットー・フォン・シャイアンなる者に 〔自身が〕 譲渡した 〔亡夫ヘルマンの〕 遺産を、このオットー、伯たる三人の息子すなわちオットー、ベルンハルトとエッケハルトを通じて所有した」と（下線=筆者）<sup>42</sup>。

このように、ハツイガの再婚を通じて亡夫ヘルマンの所領は明らかにシャイアン家に帰属した。また、ここに見える亡夫ヘルマンの「遺産」とは、疑いなく、上掲の【史料5】に現れるヘルマンの所領を指している。さらに、ハツイガは同修道院の修道士の増大と活発な活動を評価し、1078年修道院に対し修道士たちのために寄進を行った。これについても『シャイアン年代記』

---

41 Jaffé, MGH SS 17, S.616, Absatz 2. プーラ司教区は現在クロアチアのイストリア半島のポレッチ=Porec=Pula司教区。P・フリートは司教エレンハルトをハツイガのおじとするが（Ders. (Hg.), Chronik, S. 20Anm.15 und 15a）、M・シュテーファンはハツイガの親戚ないし従兄弟とする（Ders., Traditionen Scheyern, S.3）。

42 本誌65巻1号78頁を参照。

は次のように語る<sup>43</sup>。

【史料8】

「そこで同ハツィガは同地で修道士がミサの際の数と功德の面で日を追って増えるのを見て、益々かくも霊的な場所を愛しかつ魂の救いのために一層頻繁に訪れるに到った。それ故にまた同女伯ハツィガはそのいづれも伯たる息子たち、フライジング教会のフォークト・エツケハルト、ベルンハルト並びにオットーの同意と権力をもって、アーメルベルトゥス [Amelbertus] なる者の権力下に譲渡されるべきものとして、すなわち同修道院に対し同修道院の修道士たちのために、寄進としてヘークリングHöglingのフローンホーフ並びにヴィリングの十分の一税、及び同村落に属する小規模な自由財産、またアマースドルフAmersdorfのフローンホーフ、また女伯ハツィガがツイラータールZillertalで所有した所領、またトゥリンズTrinsの近くの1マンススの土地、ポーツェン [Pausanum] の近くの葡萄畑1、グラーフィングGrafigのフローンホーフ並びに1マンススの土地を委ねた*Predicta itaque comitissa Haziga, videns in eodem loco fratres et numero et merito de die in diem in divina servitute multiplicari, magis magisque locum tam spiritalem cepit diligere et ob salutem anime crebrius visitare. Unde et delegavit cum consensu et manu filiorum suorum : Ekkahardi Frisingensis aecclesiae advocati, Pernhardi et Ottonis comitum, in manus cuiusdam nobilis Amelberti, tradendum scilicet ad eandem ecclesiam fratribus illis in oblationem, curtiferum unum apud Hegelingen cum decima apud Willingan et allodiola quedam ad eandem villam pertinentia, et curtiferum apud Amindorf, et predium quod habuit in Cylaristal, et mansum unum apud Trunnis, et vineam apud Pausanum, et curtiferum cum manso apud*

43 Stephan, Traditionen Scheyern, Nr.1, S.3-5はその年代を1078年と推定し、これに依拠して Schmid, Margarethenzell, S.49 (links) も1078年とする。

Gravingen]」<sup>44</sup>。

したがって、女伯ハツィガは受託者アーメルベルトゥスを通じて、ヘークリング<sup>45</sup>、アマースドルフ<sup>46</sup>、グラーフイングのフローンホーフと土地1マンヌス<sup>47</sup>、ヴィリングの十分の一税 — これは明らかに、上述【史料6】で語られた「新開墾地十分の一税」を指す — と同村落の小規模な自由財産<sup>48</sup>、ツイラータールの所領<sup>49</sup>、またトゥリンス近くの土地1マンヌス<sup>50</sup>、ボーツェンの近くの葡萄畑<sup>51</sup>をバイリッシュツェル修道院とその修道士に対し贈与したことが明らかになる。したがって、この贈与がなされる時までシャイアン家はこれらの所領を自由財産として所有したことが分かる。我々は以上の所領を「シャイアン家の自由財産に由来するバイリッシュツェル修道院所領群(Ⅱ)」と呼ぶことにしたい。この所領群は後にアイゼンホーフェン修道院建立の際に、当修道院に改めて振り替えて譲渡し直されている（後掲【史料18】）。

ところで、この修道院に來住した隠修士の集団は最初から禁欲への強い熱意により鼓舞されていたが、しかしまだ聖ベネディクト会則の遵守を誓約し

---

44 Jaffé, MGH SS 17, S.616, Absatz 4.

45 ヘークリングはアイブリング (Gem. Bruckmühl LK. Rosenheim) の西に位置する。Fried (Hg.), Chronik, S.21Anm.21 ; HAB Heft 17, S.148Anm15.

46 アマースドルフはLK. Erdingに位置する。Fried (Hg.), Chronik, S.21Anm.21a ; Stephan, Traditionen Scheyern, S.3.

47 グラーフィングはGem. Reichertshausen ( LK. Pfaffenhofen a. d. Ilm) に位置する。Fried (Hg.), Chronik, S.21Anm.24a ; Stephan, Traditionen Scheyern, S.3.

48 ヴィリングの位置について、前出註(36)を参照。

49 ツィラータールはティロール地方の峡谷。

50 トリンスは裁判区インスブルック (GB. Innsbruck) に位置する。Stephan, Traditionen Scheyern, S.3.

51 ボーツェンは現在イタリア領に属する都市、イタリア語名はBolzano (ボルツァーノ) であり、南ティロールに位置する。Fried, Chronik, S.21Anm.24 ; Stephan, Traditionen Scheyern, S.3.この史料に言う葡萄畑は現在の都市ボルツァーノの都市区グリースGriesに位置する。Stephan, Traditionen Scheyern, S.5.

ていなかった<sup>52</sup>。特に建立者家系は時流に即した修道院の理想への極めて固い参与を追求した。そのために、新たに成立したこの修道院は、献堂式後まもなく上記の受託者アーメルベルトの関与により、シュヴァーベン改革の中心、ヒルザウ所在のベネディクト派聖ペーター修道院に譲渡された。この聖ペーター修道院は当時ブルグントのクリュニー修道院の改革運動から大きな影響力を受けた仲介者として、南ドイツ領域で広範な影響を及ぼす重要な改革修道院であった。ヒルザウ修道院はバイリッシェツェル修道院をも保護に受け入れ、ヒルザウ修道院長ヴィルヘルム（1069-91年）は修士と在俗修士各12名を、ベネディクト会則に基づく修道院を建立するためにバイリッシェツェルに派遣した。こうして隠修士の小修道院バイリッシェツェルは修士の居住地となり、ヒルザウの修道分院Prioratとしてバイエルンにおけるクリュニー＝ヒルザウ修道院改革運動の最初の根拠地となった。クリュニー派の修道院改革は修道院の独立化を追求する中で、興隆する修道院家人層、伝統的なフォークタイ制度の優勢、また特に俗人への修道院財産の付与に対抗した<sup>53</sup>。バイリッシェツェル修道院もこの運動の推進に参与したことは疑いない。

なおバイリッシェツェル修道院はすぐに後述するフィッシュバッハウへの移転後にもその支聖堂 Kuratie（修道分院 Propstei）として存続し、フィッシュバッハウ修道院聖堂区 Klosterpfarreiに留まった<sup>54</sup>。さらにバイリッシェツェル修道院はフォークタイ制度に対して戦闘的な姿勢を取るヒルザウの修道分院の地位に立ったためと推測されるが、修道院フォークトの任命を示す教皇や皇帝の特権付与状は伝承されていない。最後に、位置関係に関し、フィッシュバッハウ修道院はバイリッシェツェル修道院から北西方向へ約10kmの

---

52 Knitl, Scheyern, S.34f. ; Fried, Zur Frühgeschichte der Wittelsbacher und des Klosters Scheyern, S.18 ; Schmid, Margarethenzell, S.49 (links) -S.49 (rechts).

53 Fried, Zur Frühgeschichte der Wittelsbacher und des Klosters Scheyern, S.18.

54 Dehio, Bayern IV, „Bayrischzell“, S.105.

地点に位置する<sup>55</sup>。

## 2. フィッシュバッハウ修道院領

フィッシュバッハウへの移転に関し、『シャイアン年代記』はバイリッシュユツェルのその後の歴史から記述を始める。その記述は以下の通りである。

### 【史料9】

「道路事情の不都合、森林の過酷さのために、同所 [=バイリッシュユツェル] に食料を運び集めることができないこれらの修道士は、女伯ハツィガの下で以下のことを実現した。すなわち、同地の困難のために同女伯とその息子たちはフライジング教会の司教メギンヴァルトMeginwart [Meginwardus] と取引をするという事態である。またハツィガはこの取引を実現した*Hii fratres propter viarum difficultatem, silvarum asperitatem victualia non valentes illic comportare, perfecerunt apud comitissam Hazigam, quatenus ipsa cum filiis suis propter eiusdem loci difficultatem concambium faceret cum episcopo Frisingensis aecclesiae Meginwardo. Quod et fecit.*」<sup>56</sup>。

続いて『年代記』は移転の具体的経過に言及する。

### 【史料10】 (1087年11月15日-90年3月25日)<sup>57</sup>

「……ハツィガは聖マリアと聖コルビニアース [Corbinianus] の祭壇

---

55 Weiß, Memoralkultur, S.80 (links) ; HB Bildatlas Oberbayern zwischen Lech und Inn, Bd.84, S.86 ; Der Große ADAC AutoAtlas Deutschland/Europa 2012/2013, S.261 F7 (フィッシュバッハウ), S.261G7 (バイリッシュユツェル).

56 Jaffé, MGH SS 17, S.616f., Absatz 5.

57 Stephan, Traditionen Scheyern, S.9の年代決定による。

のために、自身がクローKloo [Chitinreinishawa] に、アルンホーフエン Arnhofen [Arnolsthowa] に、またヴェングWeng [Wenga] に所有した自身の所領を、司教メギンヴァルトの承認に基づき、また守護者たるフォークト、エッケハルト・フォン・シャイアンの承認に基づき、さらに慣習であるごとくに、この点で教会の利益になることを宣誓にかけて確約する人々の同意に基づいて贈与した。……反対に、同司教はすでに同女伯に次のようなアロート（自由所有財産）、すなわち Rotinpach 川と Chlafintinpach 川の間、及び Liuzzinaha 川と Albwega の間に位置しフライジング教会が所有したフィッシュバッハウの所領を、すべての権益、収入と収益、耕地と未耕地、利得と要求されるべきものと共に、しかもこの財産をフォークトたるエッケハルト・フォン・シャイアンの手を通じて、逆に譲渡した……*Tradidit enim super alare sanctae Mariae sanctique Corbiniani predia sua, que habuit apud Chitinreinishawa et apud Arnolsthowa et apud Wenga, collaudante episcopo Meginwardo, collaudante quoque et suscipiente advocato Ekkahrdo de Schyren, et infra scriptis ministris eiusdem ecclesiae consentientibus et collaudantibus, et, ut moris est, in hoc utilitatem sue ecclesie esse iuramento affirmantibus. .... Econtra prefatus episcopus reddidit eidem comitisse tale predium in Vispach, quod habuit Frisingensis ecclesia situm inter Rotinpach et Chlafintinpach, et infra Liuzzanah et Albwega, cum omnibus utilitatibus, exitibus et reditibus, cultis et incultis, quesitis et inquirendis, et hoc per manum advocati Ekkahrdis de Schyren.*」<sup>58</sup>。

この記述の中で、「聖マリアと聖コルビニアーススの祭壇」とはフライジング司教教会の祭壇を意味する<sup>59</sup>。地名について、クローはゲマインデ・バ

58 Jaffé, MGH SS, Bd.17, S.617, Absatz 5 ; Stephan, Traditionen, S.5-10, Nr.2,3 ; Johannis, Sectio II, S.5-6.

59 Dehio, Bayern IV, „Freising“, S.327ff., bes.S.329.

イリッシュツェルGem. Bayrischzellに、アルンホーフエンはゲマインデ・ヴァイアルンWeyarnに属する<sup>60</sup>。ヴェングはハツィガの先夫、伯ヘルマン・フォン・カストゥルの開墾活動に関する上記【史料5】に現れるヘリンガースヴェング＝バイリッシュツェルを指す<sup>61</sup>。したがって、ヴェングは、疑いなく伯ヘルマン・フォン・カストゥルとの初婚に由来する女伯ハツィガの財産であった。さらに、*Rotinpach*川は現在のフェンバッハFennbach川である<sup>62</sup>。*Chlafintinpach*はヴェンデルシュタイン山を源とするクローバッハKloobach川であり、*Liuzznaha*はライツァッハLeitzach川、*Albwega*はヴェンデルシュタイン山とブライテンシュタインBreitenstein山に囲まれた地域である<sup>63</sup>。なお上記の史料の末尾でエッケハルト・フォン・シャイアンがフライジング教会のフォークトとして言及される。この問題について、後にIV. B.1.の項で論及する予定である。

いずれにしても、この記述は、ハツィガがバイリッシュツェルからフィッシュバッハウに移転し新たに修道院を建立するための土地を取得するために、クロー、アルンホーフエン及びヴェングで自身が所有する所領を<sup>64</sup>、フライジング教会が所有するフィッシュバッハウの上記所領と交換したことを示す。他方で、フライジング司教がハツィガに引き渡した所領の位置に関する記述、つまり「*Rotinpach*川と*Chlafintinpach*川の間、及び*Liuzzinaha*川と*Albwega*の間に位置しフライジング教会が所有したフィッシュバッハウの

---

60 Fried (Hg.), *Chronik*, S.22Anm.26a.

61 Fried (Hg.), *Chronik*, S.22Anm.26a ; Stephan, *Traditionen Scheyern*, Tr.2, *Vorbemerkung*, S.6f. クロー、アルンホーフエン、ヴェングの三か所はいずれもLK. Miesbachに位置する。Fried (Hg.), *Chronik*, S.22Anm.26a ; Stephan, *Traditionen Scheyern*, Tr.1, *Vorbemerkung*, S.3.

62 Stephan, *Urkunden Scheyern*, Orts-und Personenverzeichnis, S.306 (rechts) ; Ders., *Traditionen Scheyern*, Tr.2, *Vorbemerkung* 7.

63 Fried (Hg.), *Chronik*, S.23Anm.27a ; Stephan, *Traditionen Scheyern*, Tr.2, *Vorbemerkung*, S.7.

64 クローはGem. Bayrischzell、アルンホーフエンはGem. Weyarn、ヴェングはGem. Bayrischzellに位置し、すべてLK. Miesbachに属する。Fried, *Chronik*, S.22Anm.26a.

所領」という記述は、意味するところが必ずしも判然としない。ところが幸いにも、正に司教とハツィガの間の所領交換について、司教側も文書を伝承している。これによると、「逆に、同司教は……フライジング教会がフェンバッハ川とクローバッハ川の間、フィッシュバッハウにおいて、またライツァッハ峡谷とアルプヴェーガの間の領域で有したイムニテート区域を、同イムニテート区域へのすべての付属物……と共に、同女伯に反対給付として引き渡した*Econtra prelibatus pontifex ... retradidit eidem comitissae terminationem quam habuit Frisingensis aecclesia apud Vischachisowa infra Rotinpach et Chlafintinpach et intra Lvcinaha et Albiwega cum omnibus rebus...*」の記述から<sup>65</sup>、司教がハツィガに引き渡した所領は、フィッシュバッハウのイムニテート区域と、ライツァッハ峡谷とアルプヴェーガの間の領域に位置するイムニテート区域であったことが明らかとなる。

こうしてハツィガが従来クロー、アルンホーフエン及びヴェングで保持した所領は、フライジング司教教会領と化し、他方で交換により取得したフィッシュバッハウの上記所領を新たにフィッシュバッハウ修道院領として贈与したのである。改めて確認するならば、当修道院領の位置はフィッシュバッハウのイムニテート区域、及びライツァッハ峡谷とアルプヴェーガの間の領域に位置するイムニテート区域であった。この所領を、便宜上、「ハツィガがフライジング教会から交換により取得したフィッシュバッハウ修道院領」と呼ぶことにしたい。

なお、1087年に修道院附属教会の献堂式が行われ<sup>66</sup>、修道院自体の建設は1100年に開始され、この献堂式はザルツブルク大司教コンラートの先導により1104/06年頃に行われたようである<sup>67</sup>。ハツィガはフィッシュバッハウ

65 Freis. Trad. II, Nr.1473. Vgl. auch HAB 17,S.62f.

66 Jaffé, MGH SS, Bd.17, S.617, Absatz 6 ; Dehio, Bayern IV, „Fischbachau“, S.311 ; Schmid, Margarethenzell, S.51 (rechts).

67 Fried, Zur Frühgeschichte der Wittelsbacher und des Klosters Scheyern, S.20.

修道院をローマの聖座に委ねるべきこと、唯一ローマの聖座以外のいずれの地上の支配権をも後ろ盾とすべきでないことを修道院長エルヒムボルト Erchimboldと相談した上で、ローマに使者を送ると同時に、教皇から付与された特権付与状に基づきフィッシュバッハウ修道院をローマの保護に委ね尊者ペトロの所有物として贈与した<sup>68</sup>。時の教皇ウルバン2世(1088-99年)は1095年ヒルザウ修道院に宛てた教令の中で、新たに組織化されたフィッシュバッハウ修道院の権利と権益を削減してはならないことをヒルザウ修道院長ゲープハルトGebhardに確認している。これを示す史料の記述は次の通りである。

【史料11】(1095年)

「……朕は以下のものを特に挙示されるべきものと考えた。すなわちライヒェンバッハと呼ばれる聖グレゴリウスの小形修道院、及びフィッシュバッハウと呼ばれる小形修道院……である。汝、人の子、最も慈悲深いゲープハルトよ、汝または汝の継承者たちの何人も上記の小形修道院を破壊し、あるいはそれらにすでに譲与されたもの若しくは譲与されるべきものを、理由なくかつ暴力により敢えて削減してはならないことを命ずるものである... *hec nominatim designanda duximus : cellulas, sancti Gregorii, que dicitur Richimbach, et sancti Martini, que dicitur Vishbachoa,..... ; constituentes, ne vel tu, fili karissime Gebearde, vel quilibet tuorum successorum prefatas cellulas destruere, vel ea que illis iam concessa sunt, seu concedentur, temere et violenter presumatis imminuere.*」<sup>69</sup>。

この記述は、皇帝との司教叙任権闘争の渦中にある教皇が小形修道院への苛斂誅求をヒルザウ修道院長に対してさえ固く戒めることを通じて、小形修

68 Jaffé, MGH SS, Bd.17,S.618,Absatz 9.

69 Württembergisches Urkundenbuch, Bd. I , 1849,S.303-307, Nr. CCXLVII.

修道院の独立性を保護することを意図したことを示している。修道院の独立性を確保しようとする教皇の意図は、1102/03年教皇パスカリス2世のフィッシュバッハウ修道院への確認状からも確認される。この時に、修道院長エルヒェムボルトは上述したローマの聖座への従属のほかに、フィッシュバッハウ修道院が従来のヒルザウの修道分院の地位から大修道院Abteiへの昇格を達成し、さらにその独立性は自由な修道院長選挙権の付与と「ローマの自由 *libertas Romana*」が承認されたことにより、一層強く構築された<sup>70</sup>。こうしてフィッシュバッハウ修道院は急激な発展を遂げ、遂に母修道院ヒルザウから分離することに成功した。ここから独立的な修道院の歴史が始まった。今や、フィッシュバッハウ修道院は教皇座の直接の支配に服した。この措置は教会改革の枠内で実行されたものであり、建立者たるシャイアン家系に対抗する目的に基づいてなされたのではない。これを示すのが、上記の確認状の中で教皇がフィッシュバッハウの修道院フォークトとしてシャイアン家の人物を任命することを伝える次の一節である。

【史料12】(1095年)

「さらに朕は同修道院のフォークトとして、卓越した勤勉な伯オットーを、またこの者が相当の高齢となった後には同人の息子を任命することとする。ただし、それはこの息子が父親の誠実な態度を続けたという条件による。しかし、もし世俗的な金品を徴収せずに所謂ミサ聖祭の義務を勤勉にかつ恭しく履行すべき汝らの修道院の適格性のあるフォークトとして誰を選ぶのかを一致して決めたかは、汝らの自由な判断によるものとする *Preterea eiusdem coenobii advocatum constituimus Ottonem egregie strenuitatis comitem eiusque post eum qui maior natu erit filium, si tamen in patris probitate permanserit. Sin autem, vestri erit arbitrii quem placuerit eli-*

---

70 Schmid, Margarethenzell, S.52 (rechts) -S.53 (links).

*gere vestri coenobii idoneum protectorem, qui sine lucri secularis exactione id divine servitutis obsequium strenue ac reverenter exhibeat.」*<sup>71</sup>。

この史料の中で、先ず教皇がフィッシュバッハウの修道院フォークトとして任命した伯オットーとは、【史料8】にも現れるシャイアン家の始祖ハツィガの息子、つまり始祖オットーの息子オットー2世である<sup>72</sup>。この史料は、シャイアン家の者が初めて家修道院に対する建立者フォークタイを教皇から認められたことを示す。フォークタイに基づきシャイアン家は裁判権やフォークタイ税徴収権等の支配権的権利を、フィッシュバッハウ修道院領及びこの修道院聖堂区に属する上記の修道分院バイリッシュツェルの修道院領に対して行使することができるようになったことは疑いない。フォークタイの内容に関して、後に一層詳細に言及することにした。なお、シャイアン家はフィッシュバッハウ修道院を教皇に譲渡しその支配下に置いたために、教皇と司教叙任権闘争を闘う他方の皇帝に敢えて確認状ないし特権付与状を求めなかったか、あるいは求めたが、これを皇帝は拒否したかのいずれかであろう。そのために、皇帝の確認状ないし特権付与状は存在しないようである。

ところで、ハツィガは夫のオットー1世に先立たれた後、遂には自ら建立したフィッシュバッハウ修道院に隠棲すると同時に、1103年か同04年8月1日に当修道院で生を終えた<sup>73</sup>。こうして、彼女は当修道院の付属教会（聖マルティン教会）の墓所で夫のオットーと、先に死亡した息子エッケハルト1世（1100年死亡）の傍らに葬られた。彼女はすでにその直前1098年にフライジング教会から、この修道院付属教会への埋葬権*Begräbnisrecht*を取得してい

---

71 MB X, S.438 ; Hanser, Beilagen I, S.102, 6 a. 引用は後者による。ただし、ここでは確認状の作成年代は1102年とされる。

72 Schmid, Margarethenzell, S.53 (links).

73 Schmid, Margarethenzell, S.53 (links) ; Weiß, Memorialkultur, S.81 (rechts).

たのである<sup>74</sup>。その直後に死亡した別の息子ベルンハルト（1104年死亡）もまたハツィガの傍らに葬られた<sup>75</sup>。

しかし、フィッシュバッハウへの修道院の滞在もまた短期間で終わった。この場所でも、即座に発展可能性の欠如が嘆かれざるをえず、またこの可能性を、思いがけず多くの貴族が移住してきたために急速に増大した修道院内居住者が必要とするものでもあった。建立者家系たるシャイアン家と修道院内居住者の協議の中で、アイゼンホーフエンを新たな居所として選ぶとする決断が下された<sup>76</sup>。アイゼンホーフエンへの移転が実行されたのは、改革修道院フィッシュバッハウの建立者並びに偉大な支援者たる女伯ハツィガのほぼ死亡した時点（1103/04年）である<sup>77</sup>。また修道院の再度の移転への機縁を与えたのは、始祖オットー1世とハツィガ夫妻の4人の息子のうち最も重要なまた決定的な機能の継承者、伯オットー2世（1087頃-1121年頃）である。アイゼンホーフエンはフィッシュバッハウ修道院から北西の方向へ約84kmの遠距離に位置したが<sup>78</sup>、アイゼンホーフエンへの移転後もフィッシュバッハウ修道院領は長期に亘って維持された<sup>79</sup>。また上述のように1119年シャイアン城塞が修道院に転換された後にも、フィッシュバッハウ修道院は終始このシャイアン修道院の管轄権の下に留まった。

[付記 本稿は令和1～3年度日本学術振興会科学研究費助成事業（基盤研究（C）課題番号19K01246）に基づく研究成果の一部である]。

---

74 Weiß, Memorialkultur, S.82 (links).

75 Schmid, Margarethenzell, S.53 (links).

76 Jaffé MGH SS 17, S.618f., Absatz 10 ; Schmid, Margarethenzell, S.54-55 (links).

77 Schmid, Margarethenzell, S.54. 前頁も参照。

78 Der Große ADAC AutoAtlas Deutschland/Europa 2012/2013, S.260 A1（アイゼンホーフエン）, S.261 F7（フィッシュバッハウ）.

79 Schmid, Margarethenzell, S.53 (rechts).